



平成 24 年 6 月 27 日

各 位

会 社 名 旭テック株式会社
代表者名 執行役社長 入交 昭一郎
(コード：5606、東証第 1 部)
問合せ先 執行役 経営企画部長 神谷 明
(TEL. 0537-36-3103)

**定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議
並びに全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ**

当社は、平成24年5月18日付け当社公表文書「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得等に関するお知らせ」（以下「平成24年5月18日付け公表文書」といいます。）にてお知らせいたしましたとおり、本日、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、及び当社による全部取得条項付普通株式（下記Ⅰ．「当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容」の②において定義いたします。以下同じです。）の取得に係る各議案について、当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議し、また、種類株式発行に係る定款一部変更及び全部取得条項に係る定款一部変更に係る各議案については、当社普通株式の株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも原案どおり承認可決されましたのでお知らせいたします。なお、以上に先立ち、種類株式発行に係る定款一部変更及び全部取得条項に係る定款一部変更に係る各議案については、当社のA種優先株式及びB種優先株式のすべての株主から書面同意を取得しております。

この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）市場第一部の上場廃止基準に該当することになり、本日から平成24年7月29日まで整理銘柄に指定された後、平成24年7月30日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東証において取引することはできません。

また、当社取締役会は、本日、本臨時株主総会の決議に従い平成24年8月2日をもって当社がそのすべてを取得する全部取得条項付普通株式について、平成24年8月1日を当該取得の基準日と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主に対して、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式1株につき、当社甲種種類株式を0.0000000307株（100億分の307株）交付することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

Ⅰ．当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容

当社は、以下の①から③までの手続による当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部取得（以下「本定款変更等」といいます。）について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社の定款を一部変更し、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式とは別に、甲種種類株式を発行する旨の定めを新設いたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社が発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。また、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合、その取得の対価として全部取得条項付普通株式1株と引換えに甲種種類株式を0.0000000307株（100億分の307株）交付するものとします。
- ③ 会社法第171条並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議により、当

社は、全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、甲種種類株式を0.0000000307株(100億分の307株)交付いたします。なお、この際、ATCホールディングス2号株式会社(以下「ATCH2」といいます。)以外の株主の皆様へ交付される甲種種類株式の数は、いずれも1株未満の端数となる予定です。(交付される甲種種類株式が1株未満の端数となる各株主については、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。)

II. 各議案に係る承認決議

1. 当社定款の一部変更(本定款変更等のうち①及び②)の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本定款変更等のうち①及び②並びにこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会及び本種類株主総会におけるそれぞれの第1号議案及び第2号議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。本臨時株主総会及び本種類株主総会の第1号議案及び第2号議案の内容は、平成24年5月18日付け公表文書のI. 1.「種類株式発行に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件-1」)」及びI. 2.「全部取得条項に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件-2」)」に記載のとおりです。

(2) 定款変更の効力発生

本定款変更等のうち①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決並びに当社のA種優先株式及びB種優先株式のすべての株主から取得した書面同意をもって本日発生しております。また、本定款変更等のうち②の効力は、平成24年8月2日に発生いたします。

2. 全部取得条項付普通株式の取得(本定款変更等のうち③)の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得(本定款変更等のうち③)は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第3号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。当該議案の内容は、平成24年5月18日付け公表文書のII.「全部取得条項付普通株式の取得」にてお知らせいたしましたとおり、会社法第171条並びに本定款変更等のうち①及び②による変更後の当社の定款に基づき、当社が全部取得条項付普通株式の全てを取得し、下記(2)において定める取得日において、基準日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えに、甲種種類株式を0.0000000307株(100億分の307株)交付するものであります。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生

全部取得条項付普通株式の取得(本定款変更等のうち③)の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決並びに当社のA種優先株式及びB種優先株式のすべての株主から取得した書面同意により、本定款変更等のうち②の効力発生を条件として、平成24年8月2日(以下「取得日」といいます。)に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、取得日に全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、取得対価として、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、甲種種類株式を0.0000000307株(100億分の307株)交付するものといたします。当該交付がなされる甲種種類株式の数は、上記のとおり、ATCH2以外の各株主の皆様に対して当社が交付する甲種種類株式の数が1株未満の端数となるように設定されております。

かかる株主に対する甲種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数(会社法第234条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する甲種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主の皆様へ交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づく裁判所の許可を得てATCH2に売却すること、又は同項及び同条第4項の規定に基づく裁判所の許可を得た上で当社が買い取ることを予定しております。この場合の甲種種類株式の売却価格につきましては、各全部取得条項付普通株式の株主の皆様が保有する当社全部取得条項付普通株式の数に33円(平成24年2月13日から平成24年4月5日までの38営業日を公開買付期間とする、ATCH2による当社の普通株式に対する公開買付けに

おける当社普通株式1株あたりの買付価格)を乗じた金額に相当する金銭が当該株主の皆様へに交付されるような価格に設定することを予定しております。(但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。)

III. 全部取得条項付普通株式の取得等に関する日程の概要 (明日以降分は予定)

本臨時株主総会及び本種類株主総会開催日	平成24年6月27日(水)
種類株式発行に係る定款一部変更の効力発生日	平成24年6月27日(水)
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成24年6月27日(水)
全部取得条項付普通株式の取得及び甲種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成24年6月28日(木)
全部取得条項に係る定款一部変更の公告	平成24年6月28日(木)
当社普通株式の売買最終日	平成24年7月27日(金)
当社普通株式の上場廃止日	平成24年7月30日(月)
全部取得条項付普通株式の取得及び甲種種類株式交付に係る基準日	平成24年8月1日(水)
全部取得条項に係る定款一部変更(「定款一部変更の件-2」)の効力発生日	平成24年8月2日(木)
全部取得条項付普通株式の取得及び甲種種類株式交付の効力発生日	平成24年8月2日(木)

(注) 平成24年5月18日付け公表文書において、当社普通株式の整理銘柄への指定期間を平成24年7月27日までとお知らせしましたが、平成24年7月29日までと訂正いたします。

以 上